

るは、書紀允恭卷に、首也余不忘矣、これ對人を指て云り、さて首長の意に云るは、景行卷に村之
無長、邑之勿首、顯宗卷に縮見屯倉首、孝德卷に村首也、首長などあり、さて此の首は後世の宮々三

宮春の長官の如くなるを云なり、

〔倭訓栞前編四十五〕おびと 私記に、忌部首讀於比止と見ゆ、おふとは不正、允恭紀に首也、不忘矣、

とあるは、對ふ人を尊みていへる也、景行紀に邑之勿首とあるは、首長の意也、三代實錄に、大人て
ふよしの文あり、さればおほびとの假名也、おびと、いふは、おほひとのほひ約ひなればなり、そ
を後におふと、唱ふるは、其ひを夫に轉せる也、誤ならねど轉々の語もて神代紀を訓べからね
ば、此紀にてはおひと、訓べし、是も外の略ながら大を於と云は古例ある也、

〔古史傳八〕首は、略中尊みて人を意毘登と云しことは、允恭天皇卷に、首也余不忘と云ることのあ
る、此正しき證なり、さて此尸も、忌部首物部首海部首刑部首、鵜甘部首などのたぐひ、某部と云姓
に多く、はた部と云ぬも、多くは部の有るべき諸姓に負るを思ふに、其部を統領る首と云義の尸
なり、

〔姓序考〕首

首は、意毗登と訓べし、略中太古のさまを思ふに、首は官名なりしもの、やがて姓になりしなる

べし、正しく司にてみえしは、清寧紀に播磨國赤石郡縮見屯倉首、忍海部造細目とみえたり、屯倉
國處々にありて、其部曲の民を司れ、故上古は其職の部曲を統領るを首とはいへりし、其職は廢
る人々をさして屯倉首といへり、

首、佐伯首、物部首、津首、民首、民使首、韓海部首、任道首、靱編首、船子首、鵜甘部首、猪甘首、工首の類は、み
な其職を仕奉りしもの也、後に其職を仕奉ることは失て、職號の氏となれる也、後には絶しこと
ながら、すべて某部といへるには、みな首のありしことなるは、忌部、刑部、海部のたぐひにても知